

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の  
翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
- 悪臭防止法による規制地域の指定等
- 悪臭防止法による規制地域の変更
- 悪臭防止法による規制基準の設定
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 災害危険区域の指定
- 計量器の定期検査の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十三号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条並びに第四条第一号及び第二号の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（

以下「規制地域」という。）及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定め、昭和五十六年四月一日から施行する。  
なお、関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 規制地域

町村名	規制地域の区分	区 域
岩美町	A区域 B区域 C区域	岩美町大字浦富の一部、大字岩井の一部 同町大字牧谷の一部、大字浦富の一部、大字小羽尾の一部、大字大羽尾の一部、大字陸上の一部 同町大字田後の一部、大字網代の一部、大字若本の一部、大字大谷の一部、大字本庄の一部、大字新井の一部、大字高山の一部、大字恩志の一部
船岡町	A区域	船岡町大字船岡の一部、大字下濃の一部、大字坂田の一部
	B区域 C区域	同町大字郡家の一部、大字見槻中の一部 同町大字郡家の一部
河原町	B区域	河原町大字河原、大字長瀬の一部、大字渡一木の一部

泊村	C 区域 B 区域	大字谷一木の一部 同町大字袋河原、大字曳田の一部、大字今在家、大字山手の一部、大字徳吉の一部
西伯町	A 区域 C 区域	泊村大字泊の一部、大字園の一部 同町大字小浜の一部、大字筒地の一部、大字石脇の一部、大字泊の一部、大字原の一部、大字宇谷の一部 西伯町大字法勝寺の一部、大字落合の一部、大字倭の一部
会見町	C 区域	会見町天萬の一部、宮前の一部、円山の一部

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

規制地域の区分	規制基準 (単位 PPM)			
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル
A 区域	一	〇・〇〇二	〇・〇二	〇・〇一
B 区域	二	〇・〇〇四	〇・〇六	〇・〇五
C 区域	五	〇・〇一〇	〇・二〇	〇・二〇

鳥取県告示第二百八十四号

次のとおり悪臭物質に係る規制地域を変更したので、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十六号）第六条の規定により告示し、昭和五十六年四月一日から施行する。

なお、関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課並びに米子市役所及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る規制地域

市町村名	規制地域の区分	区 域
米子市	C 区域	米子市旗ヶ崎の一部
日吉津村	A 区域	日吉津村大字日吉津の一部

二 一の地域に係る規制規準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

規制地域の区分	規 制 基 準 (単位PPM)			
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル
A 区域	一	〇・〇〇二	〇・〇二	〇・〇一
C 区域	五	〇・〇一〇	〇・二〇	〇・二〇

鳥取県告示第二百八十五号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第四条第一号及び第二号の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）について、悪臭物質の排出に係る規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定め、昭和五十六年四月一日から施行する。

なお、関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係市町村役場に

備え置いて縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 規制地域

市町村名	区 域
鳥取市	鳥取市相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里の一部、今町一丁目、今町二丁目、岩倉の一部、上町の一部、永楽温泉町、江崎町、江津、戎町、扇町、大榎町、大杓の一部、桶屋町、御弓町、覚寺の一部、掛出町、綴治町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、桂見の一部、叶の一部、上魚町、賀露町の一部、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、瓦町、行徳、雲山の一部、栗谷町、玄好町、寿町、湖山町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町東一丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、材木町、幸町、栄町、桜谷、尚徳町、正蓮寺、職人町、新品治町、末広温泉町、大工町頭、滝山の一部、田島、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目の一部、立川町五丁目の一部、立川町六丁目、茶町、寺町、田

<p>米子市</p> <p>米子市勝田町、東山町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、糺町二丁目、富士見町一丁目、富士見町二丁目、日ノ出町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、朝日町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町の一部、陽田町、昭和町、万能町、日野町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、糺町一丁目、東町、弥生町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、茶町、塩町、末広町、大工町、愛宕町の一部、</p>	<p>園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、天神町の一部、徳尾の一部、徳吉の一部、富安、富安一丁目の一部、富安二丁目、中町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西品治、馬場町、浜坂の一部、東町一丁目の一部、東町二丁目、東町三丁目、東今在家、布勢の一部、古市の一部、古海の一部、卯垣、卯垣二丁目の一部、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、庵丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、丸山町、南町、南吉方一丁目、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、元町元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、元大工町、薬師町、安長の一部、弥生町、湯所町二丁目の一部、湯所町二丁目、吉岡温泉町の一部、吉方町一丁目、吉方町二丁目、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉成の一部、若桜町、三津の一部</p>
<p>倉吉市</p> <p>倉吉市新田の一部、下古川の一部、小田の一部、清谷の一部、福庭の一部、海田東町の一部、大平町の一部、天神町の一部、上井の一部、上井町二丁目、上井町三丁目、河北町の一部、海田西町、海田南町、山根の一部、伊木の一部、八屋の一部、下余戸の一部、上余戸の一部、大原の一部、広栄町の一部、円谷の一部、米田町の一部、駄経寺町の一部、下田中の一部、巖城の一部、昭和町、幸町の一部、住吉町の一部、湊町の一部、東町、葵町の一部、仲ノ町の一部、荒神町、宮川町、堺町一丁目、堺町二丁目、研屋町、明治町、大正町、新町二丁目、新町三丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、明治町二丁目、宮川町二丁目、堺町三丁目、大正町二丁目、福吉町、旭田町の一部、福吉町二丁目、一</p>	<p>祇園町一丁目、祇園町二丁目、目久美町の一部、明治町、中町、東倉吉町、西倉吉町、久米町、角盤町三丁目、角盤町四丁目、尾高町、岩倉町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、西町、三旗町、旗ヶ崎の一部、上後藤の一部、安倍の一部、車尾の一部、中島の一部、観音寺の一部、両三柳の一部、上福原の一部、皆生の一部、東福原の一部、西福原の一部、米原の一部、福市の一部、諏訪の一部、青木の一部、兼久の一部、永江、蚊屋の一部、美吉の一部、陰田町の一部、大谷町の一部、彦名町の一部、大篠津町の一部、和田町の一部、富益町の一部、夜見町の一部、熊党の一部、吉岡の一部</p>

<p>境港市</p>	<p>岩美町</p>	<p>船岡町</p>	<p>河原町</p>
<p>部、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町二丁目、鍛冶町二丁目、河原町の一部、余戸谷町の一部、八幡町の一部、金森町の一部、みどり町の一部、和田の一部、和田東町の一部、秋喜の一部、西福守町の一部、馬場町の一部、中河原の一部、生田の一部、丸山町の一部、西倉吉町の一部、福守町の一部、鴨川町の一部、北野の一部、大塚の一部、不入岡の一部、国府の一部、福光の一部</p>	<p>境港市岬町、花町、入船町、東雲町、朝日町、東本町、相生町、中町、末広町、栄町、本町、日ノ出町、松ヶ枝町、京町、大正町、明治町、元町、湊町、馬場崎町、浜ノ町、蓮池町、弥生町、米川町、上道町、中野町の一部、福定町の一部、竹内町の一部、高松町の一部、小篠津町の一部、佐斐神町の一部、外江町の一部、渡町の一部</p>	<p>岩美町大字浦富の一部、大字岩井の一部、大字牧谷の一部、大字小羽尾の一部、大字大羽尾の一部、大字陸上の一部、大字田後の一部、大字網代の一部、大字岩本の一部、大字大谷の一部、大字本庄の一部、大字新井の一部、大字高山の一部、大字恩志の一部</p>	<p>船岡町大字船岡の一部、大字下濃の一部、大字坂田の一部、大字郡家の一部、大字見槻中の一部</p> <p>河原町大字河原、大字長瀬の一部、大字渡一木の一部、大字谷一木の一部、大字袋河原、大字曳田の一部、大字今在家、大</p>

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制基準の欄に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制基準の欄に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

<p>泊村</p>	<p>字山手の一部、大字徳吉の一部</p> <p>泊村大字小浜の一部、大字筒地の一部、大字石脇の一部、大字泊の一部、大字園の一部、大字原の一部、大字宇谷の一部</p>
<p>西伯町</p>	<p>西伯町大字法勝寺の一部、大字落合の一部、大字倭の一部、大字原の一部、大字阿賀の一部</p>
<p>会見町</p>	<p>会見町天萬の一部、宮前的一部分、円山の一部</p>
<p>日吉津村</p>	<p>日吉津村大字日吉津の一部、大字富吉の一部</p>

<p>規 制</p>	<p>基 準</p>	<p>(単位PPM)</p>
<p>二硫化メチル</p>	<p>アセトアルデヒド</p>	<p>スチレン</p>
<p>〇・〇〇九</p>	<p>〇・〇五</p>	<p>〇・四</p>

鳥取県告示第二百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

下露谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字露谷字鳥越五八番地、五九番地、五九番地一、五九番地二、六〇番地一、六〇番地二、六〇番地三、六二番地、六三番地、六三番地一、六三番地次二、六四番地二、六四番地三、六四番地次一、六五番地、六六番地、六七番地、六七番地次一、六八番地、六八番地一、六八番地次二、七四番地内第一及び七四番地四、字下露谷五一一番地及び五一二番地の一部並びに大字青谷字小丸山六〇二三番地三、六〇二三番地四の一部及び六〇二三番地五の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

小畑地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字小畑字勝負谷三五五番地、三五五番地次一、三五六番地、三五七番地一、三五七番地二、三五八番地一、三五八番地二、三五九番地、三五九番地二、三六〇番地、三六〇番地一、三六〇番地二、三六〇番地三、三六一番地一、三六一番地二、三六一番地三、三六一番地四、三六二番地、三六二番地内一、三六三番地、三六四番地、三六五番地、三六六番地、三六七番地、三六八番地、三六九番地、三七〇番地、三七一番地一、三七一番地二、三七四番地、三七九番地、三七九番地二、三八二番地一、三八二番地二、三八二番地三、三九二番地、三九三番地、三九五番地、三九六番地、一二三四番地、一二三五番地、一二三六番地、一二三七番地、一二三八番地、一二三九番地、一二四〇番地、一二四一番地、一二四二番地、一二四三番地及び一二四四番地並びに字水砂六九九番地、六九九番地二、六九九番地三、一三五九番地一、一三五九番地二、一三五九番地三、一三五九番地四、一三六〇番地、一三六一番地、一三六二番地一、一三六二番地二、一三六二番地三及び一三六二番地四並びにこれらと一体をなす国有地

三 名称

丸山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字浜山四四八番地、五六六〇番地、五六六一番地、五六六四番地、五六六五番地、五六七〇番地、五六七一番地、五六七五番地、五六七六番地、五六七七番地一、五六七七番地二、五六七八番地、五六七九番地、五六八〇番地、五六八三番地、五六八四番地、五六八七番地、五六八八番地、五六九一番地、五六九二番地、五六九五番地一、五六九五番地二、五六九五番地三、五六九六番地、

五六九七番地、五六九八番地及び五六九九番地、字橋詰四三三一番地三、四三三一番地四、四三三一番地五、四三三一番地六、四三三一番地七、四三三一番地八、四三三一番地九及び四三三一番地一〇並びに字村内四四六三番地一、四四六三番地二、四四六四番地、四四六五番地、四四六六番地一、四四六六番地二、四四六六番地三、四四六七番地、四四六八番地、四四六九番地、四四七〇番地四四七一番地合併、四四七二番地、四四七三番地、四四七四番地、四四七四番地次一、四四七五番地、四四七六番地、四四七六番地二、四四七七番地、四四七八番地、四四七八番地次一、四四七九番地一、四四七九番地二、四四八〇番地、四四八〇番地次一、四四八一番地一、四四八一番地次一、四四八一番地次二、四四八一番地二、四四八一番地三、四四八二番地二、四四八三番地一、四四八三番地二、四四八三番地三、四四八三番地、四四八三番地次一、四四八四番地、四四八五番地、四四八六番地一、四四八六番地二、四四八七番地、四四八八番地、四四八九番地及び六〇二八番地並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

西大路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市大字西大路字土居一一五番地、一一六番地、一一八番地、一九番地、一一九番地一、一一九番地二、一二〇番地、一二〇番地一、一二一番地、一二一番地一、一二一番地二、一二一番地次一、一二一番地次二、一二二番地、一二三番地、一二四番地、一二五番地、一二六番地一、一二六番地二、一二七番地一、一二七番地二、一二七番地三、一二八番地、一二九番地、一三〇番地、一三一番地、一三二番地

及び一三三番地、字大谷北ヒラ一五八番地の一部、一五八番地一、一五九番地、一六〇番地一の一部、一六〇番地二の一部、一六二番地の一部及び一六三番地の一部、字大谷一五七番地の一部並びに字大谷南ヒラ一四九番地一の一部、一五〇番地、一五二番地の一部、一五三番地、一五四番地の一部及び一五五番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

栗谷町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市栗谷町一〇番地続五の一部、二四番地、二五番地一、二五番地二、二五番地三、二六番地、二六番地一、二七番地、二七番地一、二八番地及び三〇番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

本折地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字智頭字堂佛下平二五七〇番地三の一部及び二五七〇番地四の一部、字尾鼻二五七一番地一の一部、二五七一番地二及び二五七一番地三並びに字本折一四二四番地、一四二五番地一、一四二五番地二、一四二六番地一、一四二六番地二、一四二六番地三、一四二七番地、一四二八番地、一四二九番地、一四三〇番地、一四三二番地、一四三二番地一、一四三三番地二、一四三三番地三、一四三三番地四、一四三三番地一、一四三四番地三、一四三四番地四、一四三四番地五、一四三四番地六、一四三四番地七、一四三四番地八、一四三四番地九、一四三四番地一〇、一四三四番地一一、一四三八番地一、一四三八番地二、

一四三九番地、一四四〇番地、一四四一番地、一四四二番地一、一四四二番地二、一四四三番地、一四四四番地、一四四五番地、一四四六番地、一四四六番地一、一四四六番地二、一四六四番地、一四六五番地、一四六六番地、一四六七番地、一四六八番地、一四六九番地及び一四三一番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 七1 名称

小倉地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

八頭郡河原町大字小倉字御堂元三六三番地、三六三番地内一、三六四番地一、三六四番地二、三六五番地、三六五番地一、三六六番地一、三六六番地二、三六六番地三、三六七番地、三六七番地一、三六七番地二、三七八七番地、七八八番地の一部、七八八番地内一、七八八番地次一、七九〇番地一の一部及び七八九番地一の一部並びに字仏谷三五九番地、三六〇番地、三六一番地、三六一番地一、三六一番地二、三六一番地三、三六二番地一、三六二番地二、三六二番地三、三六二番地四、三六二番地五、七五四番地一の一部、七五四番地二、七五五番地の一部、七五六番地、七五六番地次一、七五七番地、七五八番地及び七五九番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 八1 名称

泊地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二番地八の一部、一四二二番地一〇及び一四二二番地一一、字三ノ屋敷一四八九番地の一部、一四九四番地一、一四九四番地二、一四九四番地三、一四九五番地、一四九六番

地、一四九七番地、一四九八番地、一四九九番地、一五〇〇番地一、一五〇〇番地二、一五〇〇番地三、一五〇〇番地四、一五〇一番地一、一五〇二番地、一五〇三番地一、一五〇三番地二、一五〇三番地三及び一五〇三番地四並びにこれらと一体をなす国有地

## 九1 名称

山口地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

東伯郡関金町大字山口字山机原四三六番地の一部、四三七番地の一部、四三八番地の一部、四三九番地一の一部、四三九番地二、四四〇番地、四四一番地の一部及び四四三番地、字机原五八〇番地、五八一番地、五八二番地一、五八二番地二、五八三番地、五八四番地一、五八四番地二、五八五番地、五八六番地、五八六番地一、五八七番地、五八八番地、五八九番地一、五八九番地二、五九〇番地、五九一番地及び五九二番地、字山屋敷通六一五番地の一部、六二〇番地の一部、六二一番地の一部、六二二番地の一部、六二三番地の一部、六二四番地、六二五番地一の一部及び六二六番地の一部、字屋敷通六二八番地、六二九番地一、六二九番地二、六三〇番地一、六三〇番地二、六三〇番地三、六三一番地、六三二番地一、六三二番地二、六三三番地一、六三三番地二、六三六番地、六三七番地一、六三七番地二、六三九番地一、六三九番地二、六三九番地四、六三九番地五、六四〇番地、六四〇番地内第一及び六四一番地、字上屋敷通七三八番地、七三九番地、七四〇番地、七四〇番地一、七四〇番地二、七四〇番地三、七四一番地、七四一番地一、七四六番地一、七四六番地二、七四六番地三、七四七番地一、七四七番地二、七四八番地、七四九番地、七五〇番地、



十一 名称  
 富長地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域  
 西伯郡名和町大字富長字中屋敷六六八番地、六六九番地、六七〇番地、六七一番地、六七二番地、六七三番地、六七四番地、六七五番地、六七六番地、六七七番地、六七八番地、六七九番地、六八〇番地、六八一番地、六八二番地、六八三番地、六八四番地、六八五番地、六八六番地、六八七番地、六八八番地、六八九番地、六九〇番地、六九一番地、六九二番地、六九三番地、六九四番地及び六九六番地五並びにこれらと一体をなす国有地

十一 名称  
 諏訪第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域  
 米子市大字諏訪字高木二番地一、三番地一、四番地、四番地二、五番地、五番地二の一部、六番地、七番地一、七番地二、八番地二、八番地三、九番地二の一部及び一〇番地一、字後谷四六四番地、四六五番地、四六七番地二、四六九番地二、四七〇番地二、四七一番地一、

四七一番地二及び四七一番地三並びに字三ノ田四五八番地、四五九番地、四六〇番地、四六一番地、四六二番地及び四六三番地並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百八十七号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二  
 条第一項の規定により災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図書は、鳥取県土木部建築課並びに各管轄土木出張所、関係市  
 役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

下露谷地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字露谷字鳥越五八番地、五九番地、五九番地一、五九番地二、六〇番地一、六〇番地二、六〇番地三、六二番地、六三番地、六三番地一、六三番地次二、六四番地二、六四番地三、六四番地地、六三番地一、六三番地次二、六四番地二、六四番地三、六四番地次一、六五番地、六六番地、六七番地、六七番地次一、六八番地、六八番地一、六八番地次二、七四番地内第一及び七四番地四、字下露谷五二一番地及び五二二番地の一部並びに大字青谷字小丸山六〇二三番地三、六〇二三番地四の一部及び六〇二三番地五の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 1 名称

小畑地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字小畑字勝負谷三五五番地、三五五番地次一、三五六番地、三五七番地一、三五七番地二、三五八番地一、三五八番地二、三五九番地、三五九番地二、三六〇番地、三六〇番地一、三六〇番地二、三六〇番地三、三六一番地一、三六一番地二、三六一番地三、三六一番地四、三六二番地、三六二番地内一、三六三番地、三六四番地、三六五番地、三六六番地、三六七番地、三六八番地、三六九番地、三七〇番地、三七一番地一、三七一番地二、三七四番地、三七九番地、三七九番地二、三八二番地一、三八二番地二、三八二番地三、三九二番地、三九三番地、三九五番地、三九六番地、一二三四番地、一二三五番地、一二三六番地、一二三七番地、一二三八番地、一二三九番地、一二四〇番地、一二四一番地、一二四二番地、一二四三番地及び一二四四番地、並びに字水砂六九九番地、六九九番地二、六九九番地三、一三五九番地一、一三五九番地二、一三五九番地三、一三五九番地四、一三六〇番地、一三六一番地、一三六二番地一、一三六二番地二、一三六二番地三及び一三六二番地四並びにこれらと一体をなす国有地

三 1 名称

丸山地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字浜山四四八番地、五六六〇番地、五六六一番地、五六六四番地、五六六五番地、五六七〇番地、五六七一番地、

五六七五番地、五六七六番地、五六七七番地一、五六七七番地二、五六七八番地、五六七九番地、五六八〇番地、五六八三番地、五六八四番地、五六八七番地、五六八八番地、五六九一番地、五六九二番地、五六九五番地一、五六九五番地二、五六九五番地三、五六九六番地、五六九七番地、五六九八番地及び五六九九番地、字橋詰四三三一番地三、四三三一番地四、四三三一番地五、四三三一番地六、四三三一番地七、四三三一番地八、四三三一番地九及び四三三一番地一〇並びに字村内四四六三番地一、四四六三番地二、四四六四番地、四四六五番地、四四六六番地一、四四六六番地二、四四六六番地三、四四六七番地、四四六八番地、四四六九番地、四四七〇番地四四七一番地合併、四四七二番地、四四七三番地、四四七四番地、四四七四番地次一、四四七五番地、四四七六番地、四四七六番地二、四四七七番地、四四七八番地、四四七八番地次一、四四七九番地一、四四七九番地二、四四八〇番地、四四八〇番地次一、四四八一番地一、四四八一番地次一、四四八一番地二、四四八一番地三、四四八二番地二、四四八三番地一、四四八三番地二、四四八三番地三、四四八三番地、四四八三番地次一、四四八四番地、四四八五番地、四四八六番地一、四四八六番地二、四四八七番地、四四八八番地、四四八九番地及び六〇二八番地並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

西大路地区災害危険区域

2 区域

鳥取市大字西大路字土居一一五番地、一一六番地、一一八番地、一一九番地、一一九番地一、一一九番地二、一二〇番地、一二〇番地一、

一一一番地、一二一番地一、一二一番地二、一二一番地次一、一二一番地次二、一二二番地、一二三番地、一二四番地、一二五番地、一二六番地一、一二六番地二、一二七番地一、一二七番地二、一二七番地三、一二八番地、一二九番地、一三〇番地、一三一番地、一三二番地及び一三三番地、字大谷北ヒラ一五八番地の一部、一五八番地一、一五九番地、一六〇番地一の一部、一六〇番地二の一部、一六二番地の一部及び一六三番地の一部、字大谷一五七番地の一部並びに字大谷南ヒラ一四九番地一の一部、一五〇番地、一五二番地の一部、一五三番地、一五四番地の一部及び一五五番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

## 五1

## 名称

## 栗谷町地区災害危険区域

## 2 区域

鳥取市栗谷町一〇番地続五の一部、二四番地、二五番地一、二五番地二、二五番地三、二六番地、二六番地一、二七番地、二七番地一、二八番地及び三〇番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

## 六1

## 名称

## 本折地区災害危険区域

## 2 区域

八頭郡智頭町大字智頭字堂仏下平二五七〇番地三の一部及び二五七〇番地四の一部、字尾鼻二五七一番地一の一部、二五七一番地二及び二五七一番地三並びに字本折一四二四番地、一四二五番地一、一四二五番地二、一四二六番地一、一四二六番地二、一四二六番地三、一四二七番地、一四二八番地、一四二九番地、一四三〇番地、一四三二番

地、一四三三番地一、一四三三番地二、一四三三番地三、一四三四番地一、一四三四番地三、一四三四番地四、一四三四番地五、一四三四番地六、一四三四番地七、一四三四番地八、一四三四番地九、一四三四番地一〇、一四三四番地一一、一四三八番地一、一四三八番地二、一四三九番地、一四四〇番地、一四四一番地、一四四二番地一、一四四二番地二、一四四三番地、一四四四番地、一四四五番地、一四四六番地、一四四六番地一、一四四六番地二、一四四六番地、一四四六番地地、一四六六番地、一四六七番地、一四六八番地、一四六九番地及び一四三一番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 七1

## 名称

## 小倉地区災害危険区域

## 2 区域

八頭郡河原町大字小倉字御堂元三六三番地、三六三番地内一、三六四番地一、三六四番地二、三六五番地、三六五番地一、三六六番地一、三六六番地二、三六六番地三、三六七番地、三六七番地一、三六七番地二、三七八番地、七八八番地の一部、七八八番地内一、七八八番地次一、七九〇番地一の一部及び七八九番地一の一部並びに字仏谷三五九番地、三六〇番地、三六一番地、三六一番地一、三六一番地二、三六一番地三、三六二番地一、三六二番地二、三六二番地三、三六二番地四、三六二番地五、七五四番地一の一部、七五四番地一の一部、七五四番地二、七五五番地の一部、七五六番地、七五六番地次一、七五七番地、七五八番地及び七五九番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 八1

## 名称

## 泊地区災害危険区域

## 2 区域

東伯郡泊村大字泊字後島一四二二番地八の一部、一四二二番地一〇及び一四二二番地一一、字三ノ屋敷一四八九番地の一部、一四九四番地一、一四九四番地二、一四九四番地三、一四九五番地、一四九六番地、一四九七番地、一四九八番地、一四九九番地、一五〇〇番地一、一五〇〇番地二、一五〇〇番地三、一五〇〇番地四、一五〇一番地一、一五〇二番地、一五〇三番地一、一五〇三番地二、一五〇三番地三及び一五〇三番地四並びにこれらと一体をなす国有地

## 九1 名称

## 山口地区災害危険区域

## 2 区域

東伯郡関金町大字山口字山机原四三六番地の一部、四三七番地の一部、四三八番地の一部、四三九番地一の一部、四三九番地二、四四〇番地、四四一番地の一部及び四四三番地、字机原五八〇番地、五八一番地、五八二番地一、五八二番地二、五八三番地、五八四番地一、五八四番地二、五八五番地、五八六番地、五八六番地一、五八七番地、五八八番地、五八九番地一、五八九番地二、五九〇番地、五九一番地及び五九二番地、字山屋敷通六一五番地の一部、六二〇番地の一部、六二一番地の一部、六二二番地の一部、六二三番地の一部、六二四番地、六二五番地一の一部及び六二六番地の一部、字屋敷通六二八番地、六二九番地一、六二九番地二、六三〇番地一、六三〇番地二、六三〇番地三、六三一番地、六三二番地一、六三二番地二、六三三番地一、六三三番地二、六三六番地、六三七番地一、六三七番地二、六三九番地一、六三九番地二、六三九番地四、六三九番地五、六四〇番地、六

四〇番地内第一及び六四一番地、字上屋敷通七三八番地、七三九番地、七四〇番地、七四〇番地一、七四〇番地二、七四〇番地三、七四一番地、七四一番地一、七四六番地一、七四六番地二、七四六番地三、七四七番地一、七四七番地二、七四八番地、七四九番地、七五〇番地、七五一番地、七五二番地、七五三番地、七五四番地、七五四番地一、七六一番地一、七六一番地二、七六二番地二、七六二番地三、七六六番地、七六七番地の一部及び二四一四番地、字荒神谷七六八番地の一部及び七六九番地の一部、字山大口七七四番地の一部及び七七六番地の一部並びに字山大口七七八番地一、七七八番地二、七八〇番地二の一部、七八三番地、八〇一番地一、八〇二番地一、八〇三番地及び八〇七番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

## 十一1 名称

## 富長地区災害危険区域

## 2 区域

西伯郡名和町大字富長字中屋敷六六八番地、六六九番地、六七〇番地、六七一番地、六七二番地、六七三番地、六七四番地、六七五番地、六七五番地一、六七五番地二、六七六番地、六七七番地、六七八番地三、六八九番地、六八九番地一、六九〇番地、六九〇番地二、六九〇番地三、六九〇番地四、六九〇番地一二、六九一番地、六九二番地、六九三番地、六九四番地及び六九六番地五並びにこれらと一体をなす国有地

## 十一1 名称

## 諏訪第二地区災害危険区域

## 2 区域

米子市大字諏訪字高木二番地一、三番地一、四番地、四番地二、五番地、五番地二の一部、六番地、七番地一、七番地二、八番地二、八番地三、九番地二の一部及び一〇番地一、字後谷四六四番地、四六五番地、四六七番地二、四六九番地二、四七〇番地二、四七一番地一、四七一番地二及び四七一番地三並びに字三ノ田四五八番地、四五九番地、四六〇番地、四六一番地、四六二番地及び四六三番地並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百八十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
---------	---------

昭和五十六年四月二十七日から 昭和五十七年三月三十一日まで	当該計量器の所在場所
----------------------------------	------------

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
---------	---------	---------	---------

昭和五十六年 四月二十七日	午前十時から 午後二時まで	中山町	中山町中央公民館
------------------	------------------	-----	----------

昭和五十六年 四月二十八日	午前十時から 午後三時まで	名和町	名和町公民館
昭和五十六年 四月三十日	午前十時から 午後二時まで	大山町	大山町中央公民館
昭和五十六年 五月一日	午前十時から 午後三時まで	淀江町	淀江町中央公民館
昭和五十六年 五月十一日	午前十時から 正午まで	日吉津村	日吉津村スポーツセンター
昭和五十六年 五月十二日	午前十時から 午後三時まで	岸本町	岸本町立岸本小学校
昭和五十六年 五月十三日	午前十時から 午後二時まで	会見町	会見町公民館
昭和五十六年 五月十四日	"	西伯町	西伯町中央公民館